

## 第5号議案

平成22年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校  
高等部及び幼稚部入学者決定方針について

平成22年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校高等部及び幼稚部入学者  
決定方針を次のように定める。

平成21年6月19日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

大阪府立視覚支援学校、大阪府立聴覚支援学校並びに大阪府立支援学校高等部及び幼稚部の入学者決定について、基本方針を定めるものである。

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

八 高等学校の通学区域の設定及び変更並びに入学者の選抜方針に関すること。

二十三 前各号に準ずる事項に関すること。

平成22年度大阪府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校  
 高等部及び幼稚部入学者決定方針

大阪府立視覚支援学校、大阪府立聴覚支援学校及び大阪府立支援学校（大阪府立たまがわ高等支援学校を除く。）の入学者の決定は、以下の方針に基づいて、各支援学校長が行う。

- 1 大阪府立視覚支援学校、大阪府立聴覚支援学校並びに大阪府立支援学校（大阪府立たまがわ高等支援学校を除く。）の高等部及び幼稚部の入学者の決定は、入学願書及び出身学校長が提出する書類並びに入学のための検査（以下「検査」という。）の結果を資料として行う。ただし、大阪府立視覚支援学校及び大阪府立聴覚支援学校の幼稚部の志願者は、出身学校長が提出する書類は不要とする。
- 2 検査は、当該学校において行う。
- 3 各学校の募集人員は、別に定める。
- 4 出願期間、検査及び入学予定者発表の期日は、次のとおりとする。

学校種別	部及び学科	出願期間	検査	入学予定者発表
視覚支援学校	高等部専攻科	1月 8日(金)から 1月18日(月)まで	2月6日(土)	2月12日(金) 午後1時30分
	高等部本科	2月 5日(金)から 2月12日(金)まで	3月17日(水)	3月24日(水) 午後2時
	幼稚部			
聴覚支援学校	高等部専攻科			
聴覚支援学校	高等部本科	2月 5日(金)から 2月12日(金)まで	3月17日(水)	3月24日(水) 午後2時
	幼稚部			
支援学校	高等部			

- 5 次に掲げる場合には、検査の一部又は全部を省略することがある。
  - (1) 府教育委員会教育長が入学者決定実施要項で定める検査に準じた検査又は教育相談を当該校長が実施する場合
  - (2) 当該学校の中学部から高等部に志願する場合
- 6 前項各号に該当する場合の検査日程等は、入学者決定実施要項で定める。
- 7 入学予定者数が募集人員に満たないときは、追加募集を行うことがある。
- 8 平成22年度大阪府公立高等学校入学者選抜のうち知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜又は平成22年度大阪府立たまがわ高等支援学校入学者選抜の合格者は、本入学者決定の受検資格を失う。
- 9 入学者の決定に関し必要な事項は、府教育委員会教育長が入学者決定実施要項で定める。